

奈良県告示第三百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定に基づき、次のとおり県道の路線を廃止する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部道路マネジメント課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三日

奈良県知事 山下 真

路線 番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地	備 考
3 6	天理王寺線	磯城郡川西町大 字唐院六八三番 一地先から	磯城郡川西町大 字唐院八六番一 地先まで		大和郡山広陵 線として区域 決定